

2回目の加盟国協議に諮られているISPM案
ISPM 20「植物防疫輸入規制制度のための指針」
付属書案
輸出国における輸入国による荷口のコン
プライアンスの確認のための取決め
(2005-003)

輸出国における輸入国による荷口のコンプライアンスの確認とは

- 輸入される植物は輸入国で検疫が実施されるが、2国間の取決めにより、輸入国の植物防疫官が輸出国に派遣され、検疫業務の一部を実施すること。
- 植物の輸入国到着後の物流がスムーズになるが、輸出入全体を通じての検疫業務は変わらず、海外からの病害虫の侵入防止を講じられる。

輸出国で実施する検疫業務の具体例

サンプリング、検査、検定、消毒の確認、
荷口の完全性の確認 等

本案に関連する我が国の制度の例

オランダから輸出される切り花の輸出検査

日本に輸入された切り花の検査風景



ISPM 20「植物防疫輸入規制制度のための指針」の概要

◆ 目的

- ✓ 輸入規制制度の目的は、輸入品目に付着するおそれのある規制有害動植物の侵入を防止すること
- ✓ 本基準は、当該制度を策定及び運用するための指針

◆ 内容

○ 枠組み

- ✓ 技術的に正当化された植物検疫措置(検査、処理、監査、プレクリアランス等)の適用
- ✓ 当該制度を履行するための法的権限を植物防疫機関に付与

○ 運用

- ✓ 植物防疫機関は、植物検疫措置を適切に実行するため、「植物検疫規則の制定又は変更」、「病害虫リスクアナリシスの実施」、「職員に対する能力確保のための研修」、「情報の共有」等を実施



これまでの経緯

- 2005年4月 IPPC総会でトピックに追加
- 2006年11月 基準委員会が仕様書を承認
- 2008年9月 専門家作業部会が原案作成
- 2015年7月 1回目加盟国協議
- 2016年5月 基準委員会が修正案を承認
- 2016年7月 2回目加盟国協議

本付属書に関する基本情報

取り巻く状況

- 通常、輸入された荷口のコンプライアンス確認は、輸入国への搬入時に輸入国の植物防疫機関によって行われるが、貿易円滑化のため、関係国間の取決めに基づき、輸出国で行うこともできる。
- 当該取決めは、差別的又は不透明なものになり得るため、取決めの締結、見直し、廃止等に関する指針が必要。

基準策定の目的

- 輸入国が輸出国で行う荷口のコンプライアンス確認に関する取決めについて、輸出入国が考慮すべき事項を定めること。

本基準の概要

- 輸入国が輸出国で行うコンプライアンス確認を対象とし、「監査」は対象外。
- 取決め締結の手續、取決めの要素、見直し、廃止に関する指針を規定。



本付属書の構成

前文

1. 取決めに関する一般要件
2. 取決めの締結に関する手続
 2. 1 提案
 2. 2 評価
 2. 3 取決めの要素
 2. 4 取決めの技術的要件
3. 取決めの実施
4. 取決めの見直し
5. 取決めの廃止



前文

- ◆ 取決めは、
 - ✓ 輸出国において行われる監査を対象としない
 - ✓ 特定の物品に関してのみ結ばれる
- ◆ 取決めの下でコンプライアンスが確認された荷口は、輸入地点で同じ確認手続の対象とはならない
- ◆ 取決めに基づく輸入国の輸出国における行為は、輸出国の法令に適合しなければならない



前文

- ◆ 取決めは、以下の状況において貿易を円滑化するために締結することができる
 - ✓ 輸入地点における荷口のリリースを早くするため
 - ✓ 輸入地点において不適合の荷口に関する措置（廃棄等）のコストが高い又は適用が困難な場合
 - ✓ 輸入地点での検査が商業用のこん包又は物品の品質に悪影響を及ぼす場合
 - ✓ 不適合の荷口を是正するためのインフラが輸入国にない場合



1. 取決めに関する一般要件

- ◆ 取決めは、利害関係者と協議の上で輸出入国が共同で作成する
- ◆ 取決めがあっても、輸入国における文書の確認や取決めの対象外の規制有害動植物に関する検査等は可能
- ◆ コンプライアンス確認活動の減少や取決めの停止・廃止に関する条件が定められる
- ◆ 財務面については、利害関係者との協議の上で輸出入国が合意する

2. 取決めの締結に関する手続

2. 1 提案

- ◆ 輸出国も輸入国も取決めの締結を要請できる
- ◆ 提案時には以下の事項を特定すべき
 - ✓ 取決めの適用範囲及び取決めが必要な理由
 - ✓ 取決めのタイミング及び期間
 - ✓ 確認のレベル、サンプリング方法、規制有害動植物等
 - ✓ 取決めの見直しの条件
 - ✓ 取決めの停止・廃止の条件

2. 2 評価

- ◆ 提案を受けた国は適時検討し、回答を作成

2. 取決めの締結に関する手続

2.3 取決めの要素

◆ 輸出入国の合意が必要とされ得る要素

- ✓ サンプルング及び検査
- ✓ 検査施設の適切性
- ✓ 検定手続
- ✓ 処理の確認
- ✓ 荷口の完全性の確認
- ✓ コンプライアンス確認の各段階の時間及び場所
- ✓ 輸入地点への荷口の到着に関する通知
- ✓ 取決めを実施する資格を有する職員の配置
- ✓ コンプライアンス確認のタイミング(例えば、植物検疫証明書¹の交付の前後)
- ✓ 生産者及び輸出者の承認手続

2. 取決めの締結に関する手続

2.4 取決めの技術的要件

◆ 技術的要件はケースバイケースで定められる

- ✓ 法的規制当局
- ✓ 植物検疫法令
- ✓ 植物防疫機関、輸出者及び生産者の役割と責任
- ✓ 活動のタイミングと期間
- ✓ 規制品目
- ✓ 規制有害動植物及び関連する植物検疫措置
- ✓ サンプルング等の植物検疫行動
- ✓ 使用されるインフラ及び装置
- ✓ 輸出国から輸入国に提供される文書
- ✓ 財務
- ✓ 不適合の通知
- ✓ 不適合に対する是正措置
- ✓ 取決めの見直しの頻度及びタイミング
- ✓ 取決めの見直し、評価、停止及び廃止の条件



3. 取決めの実施

- ◆ 取決めによるコンプライアンス確認の対象となる荷口には、次のような条件を付すことができる
 - ✓ 特定又はあるカテゴリーの物品から成る荷口
 - ✓ 輸出シーズンの間の一定期間の荷口
- ◆ 実施される活動は、取決めに基づくものに限る

4. 取決めの見直し

5. 取決めの廃止

4 取決めの見直し

- ◆ 取決めの効果は定期的に検討される
- ◆ 取決めの変更は輸出入国いずれの国からも提案可能

5 取決めの廃止

- ◆ 取決めの理由がなくなった場合又は取決めが必要とされなくなった場合に取決めは廃止される
- ◆ 廃止後は、輸入国においてコンプライアンスの確認が行われる

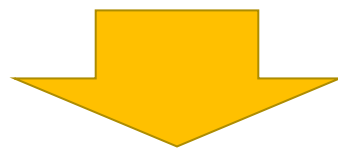
1回目加盟国協議以降の主な変更点

変更箇所	変更内容
全体構成	<ul style="list-style-type: none">・付録から付属書に変更・規定内容と項目名の整理
目的	<ul style="list-style-type: none">・貿易を認める条件としての取決めの締結に関する記述を削除。
前文	<ul style="list-style-type: none">・輸入国が輸出国で行う「監査」は対象外とする。・病虫害リスク管理を含まない。・輸出入国は特定の物品に関してのみ取決めを結ぶことができることを明確化。
1. 取決めに関する一般要件	<ul style="list-style-type: none">書類の確認や取決め対象外の規制有害動植物に関する検査等、輸入国で実施され得ることを補足。
5. 取決めの廃止	<ul style="list-style-type: none">取決めの廃止後は、輸入国で確認手続が行われることを明確化。

注:赤字部は我が国のコメントに関連する内容を示す。

1回目各国協議時に提出した主なコメント

- ①ISPM 20本文の関係するセクションを明確にすること。
- ②取決めを結ぶ目的に「規制有害動植物の侵入防止」を追加すること。
- ③貿易を認める条件としての取決めの締結に関する記述を削除
- ④取決め策定の基準に「輸入要件が満たされることを確保するため」を追加
- ⑤取決めがあっても輸入時に必要な確認事項があることを明確にすること。



コメント反映状況

- ②、④を除き、昨年度のコメントは概ね反映されている。
- 輸入時に必要な確認事項の事例等が追加。